

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人日本学生支援機構は、学資の貸与及び支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令等を遵守するとともに、特定個人情報の保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

独立行政法人日本学生支援機構

公表日

令和5年3月14日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
②事務の概要	※事務の概要については別紙参照。
③システムの名称	・紐付け用DBシステム ・個人番号提出用システム(仮称)
2. 特定個人情報ファイル名	
学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条 ・番号法別表第一項番81 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第57条 ・住民基本台帳法第30条の9 ・住民基本台帳法別表第一項番47の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二項番106 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条 【情報提供の根拠】 なし(提供しない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画部
②所属長の役職名	政策企画部長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 情報公開室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 情報公開室 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 電話:03-6743-6118

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	紐付け用DBシステム	・紐付け用DBシステム ・個人番号提出用システム(仮称)	事前	重要な変更
令和5年3月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p><奨学金貸与及び支給事業の概要> (略) <番号制度導入後の業務の概要> 番号制度導入後は、上記の業務の実施に当たり、以下のとおり個人番号を利用する。</p> <p>I 個人番号の収集・登録 【個人番号の入手方法】 ○新規の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入後に採用される新規の奨学生及びその関係者(※7)の個人番号は、奨学金申込時、返還誓約書提出時、連帯保証人等変更時、生計維持者変更時(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出時、返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※8)により入手する。</p> <p>○既存の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者(※7)の個人番号は、返還期限猶予・減額返還・返還免除の審査を目的として個人番号を収集する場合は、各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※8)により入手し、住所調査等を目的として個人番号を収集する場合は、郵便物の返送等を受けて、また、必要に応じて地方公共団体情報システム機構に照会し取得する。</p>	<p><奨学金貸与及び支給事業の概要> (略) <番号制度導入後の業務の概要> 番号制度導入後は、上記の業務の実施に当たり、以下のとおり個人番号を利用する。</p> <p>I 個人番号の収集・登録 【個人番号の入手方法】 ○新規の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入後に採用される新規の奨学生及びその関係者(※7)の個人番号は、奨学金申込時、返還誓約書提出時、連帯保証人等変更時、生計維持者変更時(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出時、返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送、対面又はオンライン(※8)により入手する。</p> <p>○既存の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者(※7)の個人番号は、返還期限猶予・減額返還・返還免除の審査を目的として個人番号を収集する場合は、各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送、対面又はオンライン(※8)により入手し、住所調査等を目的として個人番号を収集する場合は、郵便物の返送等を受けて、また、必要に応じて地方公共団体情報システム機構に照会し取得する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>※7:関係者とは以下の者を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者:奨学金申込者の父母(父母がいない場合は、代わって生計を支えている人) ・連帯保証人:奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人 ・保証人:奨学生本人と連帯保証人が返還できなかった場合に、奨学生本人に代わって返還する人 ・世帯構成員:奨学金申込者と同一世帯にあって生計維持者の収入金額から控除の対象となる者及び猶予年限特例又は所得連動返還型第一種奨学金の返還期限猶予の審査に当たり、返還者が被扶養者である場合に返還者と同一世帯にあって特別の事情が認められる対象となる者 ・二親等以内の親族:返還期限猶予・減額返還の審査に当たり、返還者の二親等以内の親族で返還者の収入金額から控除の対象となる者 ・扶養者:返還者が地方税法における同一生計配偶者又は扶養親族である場合に返還者を扶養している人 <p>※8:基本的に郵送で入手するが、返還期限猶予等の申請については個別に対面で受け付ける場合がある。</p>	<p>※7:関係者とは以下の者を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者:奨学金申込者の父母(父母がいない場合は、代わって生計を支えている人) ・連帯保証人:奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人 ・保証人:奨学生本人と連帯保証人が返還できなかった場合に、奨学生本人に代わって返還する人 ・世帯構成員:奨学金申込者と同一世帯にあって生計維持者の収入金額から控除の対象となる者及び猶予年限特例又は所得連動返還型第一種奨学金の返還期限猶予の審査に当たり、返還者が被扶養者である場合に返還者と同一世帯にあって特別の事情が認められる対象となる者 ・配偶者:奨学生本人の配偶者 ・一(二)親等以内の親族:返還期限猶予・減額返還の審査に当たり、返還者の一(二)親等以内の親族で返還者の収入金額から控除の対象となる者 ・扶養者:返還者が地方税法における同一生計配偶者又は扶養親族である場合に返還者を扶養している人 <p>※8:基本的に郵送又はオンラインで入手するが、返還期限猶予等の申請については個別に対面で受け付ける場合がある。</p>	事前	重要な変更
令和5年3月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>【本人確認の措置】</p> <p>奨学生等及びその関係者(生計維持者及び扶養者を除く)の個人番号を本人又は本人の代理人から入手する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行う。</p> <p>また、生計維持者又は扶養者の個人番号を奨学金申込者・奨学生又は返還者から入手する場合は、奨学金申込者・奨学生又は返還者が番号法第16条により定められた本人確認のための書類に基づいて生計維持者又は扶養者の本人確認を行う。</p>	<p>【本人確認の措置】</p> <p>奨学生等及びその関係者(生計維持者及び扶養者を除く)の個人番号を本人又は本人の代理人から郵送又は対面により入手する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行う。</p> <p>奨学生等の個人番号を本人からオンラインにより入手する場合は、番号利用法施行規則第3条第1項第2号に定める措置をとり、これに基づいて機構が本人確認を行う。</p> <p>また、生計維持者又は扶養者の個人番号を奨学金申込者・奨学生又は返還者から入手する場合は、奨学金申込者・奨学生又は返還者が番号法第16条により定められた本人確認のための書類に基づいて生計維持者又は扶養者の本人確認を行う。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【個人番号の登録】 本人確認の措置を実施した後、奨学金業務システムに登録された情報と郵送された書類を照合して整合性を確認した上で、個人番号を紐付け用DBシステムに登録する。	【個人番号の登録】 本人確認の措置を実施した後、奨学金業務システムに登録された情報と提出された書類等を照合して整合性を確認した上で、個人番号を紐付け用DBシステムに登録する。	事前	重要な変更
令和5年3月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	II 特定個人情報の照会・取得 ①～⑨(略) ⑩死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に連帯保証人あるいは相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得して、これらの情報に基づき審査を行う。 ⑪(略)	II 特定個人情報の照会・取得 ①～⑨(略) ⑩死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に連帯保証人あるいは相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得し、あるいは返還者の戸籍に係る特定個人情報を取得して、これらの情報に基づき審査を行う。 ⑪(略)	事前	任意に事前に提出

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 【 別 紙 】

独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 基礎項目評価書

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- ②事務の概要

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

<奨学金貸与及び支給事業の概要>

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与及び支給を行っている。貸与対象者は、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ学生等であり、給付対象者は、大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専修学校(専門課程)で学ぶ学生等である。

奨学金貸与及び支給事業は、奨学生の採用に係る業務と奨学金の回収に係る業務に大別されるが、以下では、それぞれについて、番号制度導入の対象となる業務を中心に概要を説明する。なお、以下、特に書き分けない場合は、貸与奨学金、給付奨学金いずれについても「奨学金」といい、これを受ける学生等を「奨学生」、返還が必要な者を「返還者」とするが、貸与奨学金を受ける者に限定する場合は「貸与奨学生」、給付奨学金を受ける者に限定する場合は「給付奨学生」という。

○奨学生の採用に係る業務

・貸与奨学金(予約採用・在学採用)

貸与奨学生の採用には、大学等への進学前に申込みを受け付け採用候補者を決定する「予約採用」と、進学後に申込みを受け付け決定する「在学採用」があり、いずれの場合も在籍する学校(「予約採用」において既卒者は卒業した学校)を通じて申し込み、当該学校から推薦された者(「予約採用」において、高等学校卒業程度認定試験合格者、科目合格者若しくは出願者又は大学入学資格検定合格者若しくは科目合格者(以下「認定試験合格者等」という。))は機構に申し込んだ者)について、機構は学力基準及び家計基準等に基づいて審査を実施の上、採用を決定している。採用決定後、貸与奨学生は、借入金額と保証関係及び今後の返還方法等、貸借関係を確認するための書類である返還誓約書を機構に提出し、人的保証選択者(※1)については、機構は提出された書類に基づいて連帯保証人の収入状況を確認している。また、採用された月以降、貸与奨学生が希望する指定の口座に原則毎月貸与奨学金を振り込む。

・給付奨学金(予約採用・在学採用)

給付奨学生の採用は、大学等への進学前に申込みを受け付け採用候補者を決定する「予約採用」と、進学後に申込みを受け付け決定する「在学採用」があり、いずれの場合も在籍する学校(「予約採用」において既卒者は卒業した学校)を通じて申し込み、当該学校から推薦された者(「予約採用」において、認定試験合格者等は機構に申し込んだ者)について、機構は家計要件等(認定試験合格者等は学力基準及び家計基準等)に基づいて審査を実施の上、採用を決定している。採用決定後、機構は、毎年学業成績等及び奨学生と生計維持者の収入状況等を確認し、給付奨学生としての適格性を確認し、確認した収入状況等によって改めて支給額を判定し、又は認定の効力を停止する(適格認定)。また、採用された月以降、給付奨学生が希望する指定の口座に原則毎月給付奨学金を振り込む。

○奨学金の回収に係る業務

・貸与奨学金

貸与奨学生は、貸与終了後7カ月目より、原則月賦で、定額返還方式、あるいは所得連動返還方式(※2)にて算定された割賦金を機構に返還する。

奨学金返還中に経済困難、失業等で返還が困難になった場合、返還者は返還期限猶予(※3)又は減額返還(※4)を申請事由に応じた証明書類とともに願出ことができ、機構は審査を実施する。また、返還者が死亡した場合には、連帯保証人・相続人(※5)が奨学金の返還免除を願出ことができ、機構はこれについて審査を実施する。さらに、返還が滞った場合、人的保証選択者に対しては、機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等により返還残額の全ての請求を行う。これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、今後の返還について、裁判所を交えて折衝を行う(※6)。このほか、回収不能となった債権については償却を実施する。

・給付奨学金

学業成績等が著しく不振である場合等において、支給を受けた奨学金の返還が必要となった給付奨学生は、機構が返還を求めた日から7カ月目より、原則月賦で、定額返還方式、あるいは所得連動返還方式(※2)にて算定された割賦金を機構に返還する。

奨学金返還中に経済困難、失業等で返還が困難になった場合は、返還者は返還期限猶予(※3)及び減額返還(※4)を申請事由に応じた証明書類とともに願出ことができ、機構は審査を実施する。また、死亡した場合には、相続人(※5)が奨学金の返還免除を願出ことができ、機構はこれについて審査を実施する。

なお、返還が滞った場合は、貸与奨学金における人的保証選択者と同様、機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等により返還残額の全ての請求を行う。これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、今後の返還について、裁判所を交えて折衝を行う(※6)。このほか、回収不能となった債権については償却を実施する。

一方、偽りその他不正の手段により給付奨学金の支給を受けたことが判明した者(以下「不正受給者」という。)に対しては、機構は国税徴収の例にならい、不正の手続きにより支給を受けた給付奨学金の額(以下「不正受給金」という。)の全部又は一部の請求を行う。なお、不正受給者が期限までに不正受給金の返還を行わない場合は、機構は必要に応じて財産を調査し、差押えを行う。

②事務の概要

※1: 保証制度は人的保証(連帯保証人及び保証人を選任する。)と機関保証(保証機関に保証を依頼し保証料を支払って連帯保証を受ける。)の選択制としている。

※2: 貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学生については機構が返還を求めた日以降、所得に応じて割賦額を決定し、その後毎年の課税対象所得に応じて当該割賦額を見直す制度。奨学生は本方式、あるいは定額返還方式のいずれかを選択する。なお、本方式による返還は、平成29年度以降に採用される奨学生が選択可能である。

※3: 一定期間返還期限を延長する制度。

※4: 適用期間中の割賦額を、当初予定額の2分の1又は3分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度(所得連動返還方式選択者は適用不可)。

※5: 返還者本人の相続財産を受け継いだ者。死亡による返還免除の願い出に当たって、人的保証制度では相続人、連帯保証人の連署により願い出を行い、機関保証制度では相続人により願い出を行う。

※6: 裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行い、返還者と折衝することを、機構では法的措置というが、一括での返還が困難な状況にある返還者が裁判所に異議申立を行った場合には、返還者の事情等を具体的に把握した上で、返還期間、返還額についての折衝を行い、双方が合意に至った場合には和解となる。

<番号制度導入後の業務の概要>

番号制度導入後は、上記の業務の実施に当たり、以下のとおり個人番号を利用する。

I 個人番号の収集・登録

【個人番号の入手方法】

○新規の奨学生等の個人番号の入手

番号制度導入後に採用される新規の奨学生及びその関係者(※7)の個人番号は、奨学金申込時、返還誓約書提出時、連帯保証人等変更時、生計維持者変更時(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出時、返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送、対面又はオンライン(※8)により入手する。

○既存の奨学生等の個人番号の入手

番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者(※7)の個人番号は、返還期限猶予・減額返還・返還免除の審査を目的として個人番号を収集する場合は、各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送、対面又はオンライン(※8)により入手し、住所調査等を目的として個人番号を収集する場合は、郵便物の返送等を受けて、また、必要に応じて地方公共団体情報システム機構に照会し取得する。

※7: 関係者とは以下の者を指す。

- ・生計維持者: 奨学金申込者の父母(父母がいない場合は、代わって生計を支えている人)
- ・連帯保証人: 奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人
- ・保証人: 奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなった場合に、奨学生本人に代わって返還する人
- ・世帯構成員: 奨学金申込者と同一世帯にあって生計維持者の収入金額から控除の対象となる者及び猶予年限特例又は所得連動返還型第一種奨学金の返還期限猶予の審査に当たり、返還者が被扶養者である場合に返還者と同一世帯にあって特別の事情が認められる対象となる者
- ・配偶者: 奨学生本人の配偶者
- ・一(二)親等以内の親族: 返還期限猶予・減額返還の審査に当たり、返還者の一(二)親等以内の親族で返還者の収入金額から控除の対象となる者
- ・扶養者: 返還者が地方税法における同一生計配偶者又は扶養親族である場合に返還者を扶養している人

※8: 基本的に郵送又はオンラインで入手するが、返還期限猶予等の申請については個別に対面で受け付ける場合がある。

【本人確認の措置】

奨学生等及びその関係者(生計維持者及び扶養者を除く)の個人番号を本人又は本人の代理人から郵送又は対面により入手する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行う。

奨学生等の個人番号を本人からオンラインにより入手する場合は、番号利用法施行規則第3条第1項第2号に定める措置をとり、これに基づいて機構が本人確認を行う。

また、生計維持者又は扶養者の個人番号を奨学金申込者・奨学生又は返還者から入手する場合は、奨学金申込者・奨学生又は返還者が番号法第16条により定められた本人確認のための書類に基づいて生計維持者又は扶養者の本人確認を行う。

【個人番号の登録】

本人確認の措置を実施した後、奨学金業務システムに登録された情報と提出された書類等を照合して整合性を確認した上で、個人番号を紐付け用DBシステムに登録する。

II 特定個人情報の照会・取得

各業務の目的に応じて、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステム又は地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得する。

取得した特定個人情報は以下の事務において利用する。

① 予約採用・在学採用における選考・審査

奨学金申込者より、インターネットによる奨学金申込を受け付け、生計維持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて選考・審査を行う。

② 返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)

採用決定後、貸与奨学生から借用金額と保証関係及び今後の返還方法、貸借関係を確認するための返還誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況等に係る特定個人情報を取得し確認する。

③ 奨学金の振込口座の登録

奨学金の申込時及び貸与又は支給中において、奨学金申込者又は奨学生の申告を受け、公的給付支給等口座情報を取得して、奨学金の振込口座として登録し、奨学金の振込を実施する。

④ 適格認定における収入状況の確認(給付奨学金のみ)

給付奨学生の適格性を確認するに際し、奨学生及び生計維持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて適格認定を行い、確認した収入状況等によって改めて支給額を判定し、又は認定の効力を停止する。

⑤ 不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)

不正受給者が不正受給金を期限までに返還しない場合、機構は不正受給者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、差押えの可否又は範囲を確認する。

⑥ 所得連動返還方式選択者の割賦額の算定

所得連動返還方式による返還を選択した者のうち、貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学金の返還者については機構が返還を求めた日以降、機構は毎年地方税関係情報を取得し、これに基づいて割賦額を算定する。なお、割賦額は毎年見直しを行う。

⑦ 返還期限猶予・減額返還における審査

奨学金返還中に経済困難、失業等の理由により返還が困難になった返還者より、返還期限猶予や減額返還の願い出を受け付け、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて審査を行う。

⑧ 返還者との和解に向けた折衝

返還が滞った場合、貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者に対して機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行うが、これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて返還者との和解に向けた折衝を行う。

⑨ 回収不能債権の償却

償却の条件に該当する債権が発生した場合に、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて回収不能と認められるかどうかの判断を行う。

⑩ 死亡による返還免除の審査

返還者が死亡した場合に連帯保証人あるいは相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得し、あるいは返還者の戸籍に係る特定個人情報を取得して、これらの情報に基づき審査を行う。

⑪ 奨学生、返還者等の住所等現況の確認

機構が返還者等宛に発送した郵便物が返送される、あるいは返還者等宛に照会や督促を行っても応答が無いなど、連絡の取れなくなった返還者等について、地方公共団体情報システム機構より本人確認情報を取得し、住所等の現況を確認した上で、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。

なお、機構においては、特定個人情報の照会は実施するものの、特定個人情報の他機関等への提供は実施しない。